	【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
①開放式のもの
②ガス（都市ガスのうち13Ａのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第３項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
③半密閉式ガスストーブ
④最大の燃料消費量が4.0Ｌ／ｈを超える構造の半密閉式石油ストーブ
⑤最大の燃料消費量が2.75Ｌ／ｈを超える構造の密閉式石油ストーブ
２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表１　ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区　　分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考）　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第55号（平成18年３月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表２において同じ。

表２　石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区　　分		基準エネルギー消費効率又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5Ｌ／ｈ以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5Ｌ／ｈを超えるもの	Ｅ＝－3.0×Ｌ＋71.5

備考）　Ｅ及びＬは、次の数値を表す。
Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：％）
Ｌ：最大燃料消費量（単位：Ｌ／ｈ）

⑵　目標の立て方
当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

11．温水器等

11－１　電気給湯器

⑴　品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式電気給湯器	【判断の基準】 ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、成績係数が3.50以上であること。 ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
２　業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、次式による。
成績係数（ＣＯＰ）＝定格加熱能力／定格消費電力
定格加熱能力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする（単位：kW）
定格消費電力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする（単位：kW）

別表　定格加熱条件

項　　目	定格加熱条件（単位：℃）
外気温度（ＤＢ／ＷＢ）	16／12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度（単位：℃）
出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位：℃）